

令和3年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和3年9月21日（火曜日）

---

○議事日程（第4号）

令和3年9月21日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
5 番 村 田 幸 隆 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 内 山 左 和 子 議員	8 番 中 村 レ イ 議員
9 番 中 里 沙 也 加 議員	10 番 仲 明 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課参事	西 村 美 克 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	尾 上 廣 宣 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君

商工観光課長	森	本	眞	明	君
水産農林課長	芝	山	有	朋	君
水産農林課調整監	丸	茂	亮	太	君
建設課長	内	山	眞	杉	君
水道部長	神	保		崇	君
尾鷲総合病院事務長	佐	野	憲	司	君
尾鷲総合病院総務課長	高	浜	宏	之	君
教育課長	出	口	隆	久	君
教育委員会教育総務課長	森	下	陽	之	君
教育委員会生涯学習課長	三	鬼	基	史	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	植	前		健	君
監査委員	福	本	和	行	君
監査委員事務局長	野	地	敬	史	君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高	芝		豊
事務局次長兼議事・調査係長	北	村	英	之
議事・調査係書記	相	賀	智	惠

[開議 午前 9時58分]

議長（三鬼和昭議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、先週に引き続き一般質問を行います。

最初に、2番、小川公明議員。

[2番（小川公明議員）登壇]

2番（小川公明議員） 皆様、おはようございます。汚い声で申し訳ございませんけれども、60分ほど御辛抱願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目は、深刻化する社会的孤立について伺います。

抱える悩みを誰にも相談できず、社会的孤立をしている人が増えています。生活困窮とセットになっていることも多く、しかも、コロナ禍の中で、このような状況はさらに拡大されております。人間関係の希薄さ、これまで人々を結びつけてきた地域コミュニティ、支援、血縁などが弱くなり、これらに加えて、高齢人口の増加も影響しております。

社会的孤立が与える影響においては、まず、何よりも当事者の幸福度を低下させる。多くの調査によれば、物質的な豊かさがある程度まで満たされれば、その先の幸福度を決めるのは人とのつながりであります。孤立状態が続くと、健康にも悪影響を及ぼします。

そういった状態にあると、単に生活が不健康になるだけでなく、生理的にもストレスホルモンが増大し、血圧の上昇、健康が脅かされると言われております。健康な高齢者であっても、社会的孤立と閉じ籠もりが重なると、6年後の死亡率が2.2倍に上昇すると言われております。

問題なのは、社会的孤立に恥ずかしいものとのレッテル貼りが付きまとうことです。寂しいとは口に出さない、出せない人が多く、特に男性にその傾向が多いように思われます。どうしていいのかわからないまま、人に攻撃的になり、引き籠もったりすることにもなるのではないのでしょうか。さらに言えば、社会的孤立は医療費の増大にもつながり、地域の活力を弱める点でも、その代償が非常に大きいと思われていますが、社会的孤立に対する市長の認識、見解についてお答えください。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、シフトが半減して、収入が大幅に減った、求職活動すらできない、とりわけ独り親世帯を含む若年女性への影響が出ており、一気に孤立状態に引き込まれないか懸念されるところです。

高齢世代においても、デイサービスや通所型の介護サービスの利用率がコロナ禍で低下しており、孤立を深め、引き籠もる高齢者が増えるおそれがあります。

全世代に共通しているのが孤立と貧困の関係です。コロナ禍によって引き起こされた困窮が孤立をさらに高める悪循環が広がりかねないと思われています。

国のほうも様々な支援を検討し、実施をしておりますが、尾鷲市としてどのように取り組んでいかれるのか、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、結婚、出産、子育て支援についてお尋ねいたします。

2020年に全国で生まれた子供の数、出生数が84万832人と、5年連続で過去最少を更新しました。尾鷲市においても5年連続で減少し、出生数62人と、推計よりも早く少子化が加速しており、深刻なまさに危機的状況であります。

こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次世代社会を担う子供を安心して産み育てることができる環境を整備し、子供が等しく心身ともに健やかに育ち、子供を産み育てる者が真に誇りと喜びを感じることができる、そういった社会を実現し、少子化の加速に歯止めをかけることが、今我々に課されている喫緊の課題ではないのでしょうか、市長のお考えはいかがでしょうか。

少子化が加速する背景には、晩婚化や出会いの機会の減少、また、経済的な事情、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている現状があります。加えて、妊娠から出産までの期間を踏まえれば、コロナ禍の影響が本年21年に色濃く反映されます。出生数を上げるためには、一段と強い決意で取り組まなければならないのではないのでしょうか。

まずは男女ともに、仕事と子育てを両立できる環境の整備や、子育てに関する経済的支援、教育費の負担の軽減などの施策を着実に進めるべきと思いますが、

市長のお考えはいかがでしょうか。

国は少子化対策のために様々な施策を講じてきました。育児休業制度の整備、児童手当や育休手当、さらには、子育て世帯に対する税控除や所得控除、本年6月には、男性が妻の出産直後に計4週間取得できる出産・育児休業の導入を盛り込んだ改正育児・介護休業法を成立いたしました。また、来年4月より、不妊治療の保険適用も始まります。

私はこうした少子化対策、子育て支援策は、次世代への投資であり、尾鷲市としても、今まで以上の規模で推し進めていくべきものであると考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

また、少子化対策を考える上で最も大事なことは、若い夫婦にこの尾鷲を選んで住んでもらうことです。若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境整備をすることも重要であり、ニッポン一億総活躍プランにおいても、結婚に伴う新婚生活支援など、先進的取組の展開を進めることとされており、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用、家賃、引っ越し費用などを支援する自治体を対象に、国が支援額50%を補助するという新婚生活支援事業という事業があります。

私のところにも、なぜ尾鷲市にはこういった支援策はないのかと、3件これまで問合せがあり、そのたびに一般質問で取り上げておりましたが、実現されておりません。尾鷲市として、こういった若者支援、少子化対策のためにもぜひやるべきだと、今回は懇願をいたしますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

最後に、企業版ふるさと納税のさらなる活用について伺います。

2016年4月、内閣府によって企業版ふるさと納税制度が創設されました。従来のふるさと納税は、個人に対する寄附控除が行われる仕組みで、返礼品が受け取れます。しかし、企業版ふるさと納税、その名のとおり、企業を対象とした自治体への寄附に対する控除制度です。寄附の対象は、自治体が作成した地方創生に係る事業を地域再生計画として認可されたものに対して、企業が起業を行った際に税額が控除される仕組みです。また、寄附の下限は10万円から可能となっております。

このことは皆さん御存じのところですが、2020年度より制度が改正され、従来は、企業が自治体に寄附をした際に控除される金額が最大6割だったものが、最大9割に引き上げられました。

また、自治体の作成する地域再生計画も、要件が大幅に緩和され、非常に認定がされやすくなっております。そのことにより、企業から寄附を集めようという自治体が増えています。現時点での認定自治体数は1,194自治体あり、実際に約1年間で2.8倍に急増しており、各自治体においても厳しい財政の一助としております。

尾鷲市においても地域再生計画が策定され、様々な事業が明記されており、内閣府に認定もされておりますが、この事業、現在どんなサイトに掲載されているのか、どのような仕組みで企業に選んでもらうのか、お答えください。

また、事業の内容、たくさん掲載されていますが、有効に活用するためには、もっと個別の事業を、各担当課で様々な事業への活用を提案し、具体的に需用費まで書き入れ、写真とかもつけて分かりやすくし、企業回りもしないと、企業版ふるさと納税、絵に描いた餅になるのではと危惧いたしますが、合わせてお答えください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、小川議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、社会的孤立に対する私の認識、見解についてであります。

地域のつながりなどの希薄化やコミュニケーションツールの進化などにより、人と人とのつながりが少なく、社会的孤立に陥る状態にある人の割合は、OECD（経済協力開発機構）の調査によりますと、日本を含む欧米先進38か国中、日本が最も高いという結果が出ております。

この社会的孤立につきましては、家族やコミュニティとほとんど接触がなく、支援の手が届かない状況に置かれている方であり、単身世帯の増加や健康上の理由、あるいは経済的境遇など様々な要因が考えられます。

社会的な孤立状態に陥ってしまうと、生きがいの低下やひきこもり、健康問題の悪化や孤独死など、様々な社会課題の原因となる可能性をはらんでおり、特に孤独死については、全国において10年間で3倍以上になっております。

その原因の一つが社会的孤立ではないかと考えられております。孤立状態に陥った方の中には、外に助けを求めることができない方も多く、その方のSOSにいち早く気づくには、専門職だけではなく、同じ地域で生活をされている住民の方々との協働が必ず必要になってまいります。

また、誰もがちょっとしたきっかけで孤立や孤独に陥るおそれがあり、社会的孤立を防ぐための取組が重要であると考えております。社会的孤立は個人だけの問題ではなく、地域全体で対応すべき問題であり、孤立や孤独に悩んでいる人に寄り添い、その人の立場に立って適切な相談ができる体制や、その支援につながるものが重要であると考えております。

次に、その社会的孤立に対する支援についてであります。

社会的孤立の支援につきましては、本人の状態や困り事に応じて、様々な関係機関が支援に関わることが重要であると考えております。

本市におきましては、福祉保健課、尾鷲市社会福祉協議会などが相談を受け、その内容や必要に応じて、社会福祉協議会の生活困窮者などを支援する生活困窮者自立支援機関や、高齢者の暮らしをサポートする拠点である地域包括支援センターなど、各種の専門機関と連携しながら、様々な制度を活用して、住み慣れた地域で暮らし続けられることができるよう生活全般の支援を行っております。

具体的には、生活困窮者自立支援機関につきましては、民生委員や近隣住民、各関係機関の窓口からつながるケースがあり、孤立している方などの相談内容に応じて、年金、保険といった各種社会保障制度の利用支援を行っております。生活費に困っている方には、生活資金の相談や生活費の固定費を見直す家計表の作成などを行っております。また、働く意欲のある方には、ハローワークや企業などへの同行支援を行っております。

高齢者につきましては、現在、民生委員、児童委員の見守り活動をはじめ、65歳以上の全世帯に緊急連絡カードを作成し、支援を行う際には関係機関との連携を図るツールとして活用するなど、支え合いの体制を整えております。

また、社会福祉協議会では、あったかふれあい訪問をはじめとする地域福祉活動推進事業など、地区福祉委員の活動を促進することにより、地域福祉の目を広げております。

こうした活動を通じて、課題を抱えている方の情報を得られた場合には、個別事例に応じたケア会議を開催し、専門職が連携してサービスにつなげるなど、多職種が協働して課題解決を図る支援体制を整えております。

今後、さらに地域での助け合いの仕組みを広げていくには、現在、養成を進めております生活支援サポーターの組織化など、地域ボランティアによる見守り体制の強化を図るとともに、自ら支援につながるものが難しい方に対して、対象者のいる場所に出向いて働きかける、いわゆるアウトリーチを積極的に展開してま

いたいと考えております。

また、孤立の相談は、悩みの内容や年代によって様々な相談窓口が設けられており、SNSやチャット、また、電話の相談窓口であるよりそいホットラインなどから支援機関につながるケースもあることから、国の支援情報サイトなど、相談窓口の周知に努めることも孤立防止につながるものと考えております。

この孤立問題を解決するには、人と人及び人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができるよう、行政はもとより様々な団体や機関、地域が連携して、地域や個人が抱える多種多様な課題を解決していけるよう、今後においても取り組んでまいります。

次に、結婚、出産、子育て支援についてお答えいたします。

全国的に少子化が進む中、本市におきましても、少子化の進行は、高齢化も相まって、人口減少にもつながる大きな課題と捉えております。

この少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育て中の孤立感と負担感、子育てや教育に係る費用負担の重さ、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っており、一長一短で解決できるものではなく、長期的な施策の推進が必要であると考えております。

国の少子化社会対策大綱の基本的な目標には、結婚、妊娠、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が互いに生き方を尊重しつつ、最適な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくと記載されております。

少子化に歯止めをかけるためには、それぞれの要因に対して具体的かつ総合的に取り組み、子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境の整備、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えるきめ細やかな支援が重要であると考えております。

次に、少子化対策、子育て支援対策についてであります。

少子化対策を講じるには、若い世代への雇用環境の充実、結婚を希望するものへの支援、仕事と子育てを両立できる環境の整備、子育てに関する支援など様々な課題があります。

その中でも、私がかねてから、子供は地域の宝物、育てる、守るは地域の役目と申しておりますとおり、子供の健やかな成長に欠かせない子育て、その支援の



充実は、本市の重要施策として考えております。

子育て世帯の経済的負担を軽減する取組としましては、平成27年度から多子世帯支援事業、子ども医療費助成については平成30年9月から対象を中学生まで拡大し、令和元年9月からは未就学児の医療費の窓口での支払いを無償化して実施しております。

また、本年、第2回定例会でも申し上げたとおり、未就学児への副食費の無償化につきましても実現に向けて取り組む旨を説明いたしました。また、子育て支援サービスについては、核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などで、家族の在り方は多様化しており、様々なニーズに応えられることが求められております。

子育て世代包括支援センターや一時預かり保育事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点など、既に行っている子育て支援事業に加えて、さらなる支援ができるよう、国や県の施策を活用しつつ、拡充に努めてまいります。

また、子育ては親や行政だけで支えるものではなく、地域全体で支えることが重要であることから、地域における子育て支援活動の促進にも今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、結婚新生活支援事業についてであります。

結婚新生活支援事業につきましては、住宅費用や引っ越し費用など、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援するものであり、国の補助率2分の1の事業として、平成28年から開始されたものでございます。

昨年11月時点では、全国で289市区町村において実施されておりましたが、本年度に支給条件が緩和されたこともあり、本年8月の時点では538市区町村で実施されるなど、大幅に増加しております。

こうした施策を自治体が積極的に採用する背景には、経済的な負担を理由に結婚をためらう方が増えれば、出生率の低下につながり、少子化が進むおそれもあることから、長期的な展望に立って対策を進めていこうとする表れであると考えられます。

本市としましては、結婚、妊娠、出産、子育てしやすい環境の整備を図ることは、私が重要な施策として掲げております子育て支援体制の充実につながるものとして、市の財政負担がどの程度かを考慮し、前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後に、企業版ふるさと納税についてであります。

企業版ふるさと納税制度につきましては、国において令和2年度から、地方創生のさらなる充実強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、税額控除割合の引上げや手続の簡素化など、大幅な見直しが行われました。

このことから、本市でも企業版ふるさと納税制度の活用を図るため、昨年11月に国から地域再生計画の認定を受け、さらには昨年の第4回定例会において、新たに「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例」を制定することで、複数年度にわたって実施するおわせSEAモデル構想の推進事業に係る施設整備などに対しても、あらかじめ寄附を受領することができるようにいたしました。現時点までの本市の寄附につきましては、本年3月に徳山商会様、8月にヤフー株式会社様より、それぞれ御支援をいただいております。

また、現在のサイト掲載につきましては、尾鷲市ホームページ及び内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトに掲載しており、掲載内容といたしましては、本市の地域再生計画である尾鷲市まち・ひと・しごと創生推進計画と、特に寄附を募集している事業として、おわせSEAモデル構想推進事業となっております。

次に、企業に選んでいただくための仕組みといたしましては、内閣府の企業版ふるさと納税マッチング支援事業における企業と地方公共団体とのマッチング会でのプレゼンテーション参加や、企業が公募するテーマへの事業提案、事業関連企業への直接的な売り込みなどが考えられます。

対象事業といたしましては、地方創生の観点から効果の高い事業や、既存の事業であったとしても、地方創生に資するもので、質的または量的な変化が明確に説明できる事業が対象となります。実際、企業からの寄附につなげるためには、議員がおっしゃるとおり、事業費を明示した上で、具体的に分かりやすく事業提案をしていく必要があります。本市としても、企業の皆様から企業版ふるさと納税での御支援がいただけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） ありがとうございます。

それでは、社会的孤立について少しお尋ねいたします。

市長も先ほど言われますように、当事者にとっては、悩み事があっても、なかなかSOSを出せない、SOSを出したときには、もう既に孤立に陥っていて問題も深刻化してしまっている、そういった方々、私も何人か相談を受けて見てき

ました。問題を抱えて孤立をして、引き籠もっていることが恥ずかしい、そういった気持ちになって、誰にも相談もできない、そういった方も見えます。

孤立は恥ずかしいという気持ちを取り除いて、誰もが早めにSOSを出しやすい、そういった環境、また、孤立状態から抜け出すために、人とのつながり方を柔軟に選択できる、そういった仕組みづくりも重要かと思いますが、市長、どうでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 孤立状態から抜け出す仕組みについてでございますけれども、現状、孤立状態に陥った方というのは今どうされておるのかと。

相談窓口にお越しいただくことが非常に困難である、そういう方などに対しては、民生委員、近隣住民、SNSなど幅広い情報から、なるべく早期に発見し、適切な関係機関へつなぐことが大変重要であると認識しております。

本市では、まず本年度より、社会福祉協議会に事業を委託しております生活困窮者自立支援機関に、要は外に手を伸ばすという、こういうアウトリーチ、こういう支援員を配置いたしました。この支援員が孤立状態に陥った方の自宅等へ訪問する、あるいは、その人の立場に立ってきめ細やかな相談を行って、適切な関係機関につなぐ支援を行っております。

また、自立支援機関では、医療機関などへの同行支援、社会参加支援や就労サポートなど、日中活動支援も実施しております。

今後ともこのアウトリーチ支援、この支援員の活動や、生活困窮者自立支援機関について各関係機関の窓口、民生委員、広報紙、ホームページなどで積極的に周知に努め、社会的孤立を防ぐ取組の一つとして図っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） 市長が言われますように、各機関の相談窓口、周知も大事ですが、もっともっと市長が言われるように、アウトリーチ支援に力を入れていただきたい、そのように思っております。

また、社会福祉保健課、社会福祉協議会、生活困窮自立支援機関、包括支援センターの方々など、本当に努力され、御苦労されております。そこで、よく相談者の方に言われるのが、誰かに話したいが相談するところがない、そういったことです。よく言われます。市長が言われますように、行政の相談窓口、本当にた

くさんあります。しかしながら、そこには深い溝、障害が横たわっているように思われます。たどり着けない人が多いように思います。

福祉や雇用、住宅などの連携については既に、市長が言われますように、生活困窮した人たち、その相談窓口、生活困窮者自立支援制度が15年度よりスタートして、実績も上げておりますが、例えば、介護が原因となる親子、親族関係の破綻などもあります。そういった方々の生活困窮が広がり、介護人の社会的孤立を生み出している場合もあります。

介護や障がい福祉の対象となる方を生活困窮者自立支援制度で支援することはできます。しかしながら、この支援に係る費用をそれぞれ縦割りの制度ごとに案分しなければならず、膨大な事務負担もかかっていますが、こういった問題に対してどのように考えておられるのか、課長、答弁願えますか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） それでは、御説明いたします。

現在、介護福祉、障がい者福祉、生活困窮制度など、それぞれの制度の中で相談支援を行っておりますが、複合問題やはざまのニーズへの対応が困難な状況になりつつあります。介護、障がい、子供、子育て及び困窮分野における相談事業を一体として実施し、生活問題を抱える方に対して包括的に相談に応じる必要があると認識しております。

そういった中、国は、昨年6月に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を推進するため、新たに重層的支援体制整備事業を創設いたしました。

また、この事業の実施に当たっては、実施する際には、国から、これまで介護、障がい、子供、生活困窮など、分野ごとに別々に交付されていた補助金が、新たに社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業交付金として一体的に交付されることとなります。

本市におきましても、この重層的支援体制整備事業を導入することで、これらの包括的な相談支援業務が可能となることから、この事業実施に向け議論を深めていきたいと考えております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） そこで、最も深刻な問題は、病気や障がい、家族の介護など複雑な問題を抱えまして、長期間にわたって仕事もできず、ひきこもりのままで

いる若者でございます。８０５０問題は、その結果の一つではないでしょうか。こういった問題をそのまま放置しておけば、年金もなし、資産もなし、家族もなしで高齢期に突入されることが懸念されますが、その点については、課長、どう思われますか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（山口修史君） ８０５０問題や若者のひきこもりにつきましては、人間関係の悩みや障がいなど、様々な事情があると考えられており、その課題が複合化、長期化している実態があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会活動への影響に伴い、これまで以上に深刻な問題に発展する可能性がございます。

こうした課題は、従来の高齢者や障がい者といった属性別のサービスでは対応が難しく、支援ニーズの把握が難しいのが実態であります。８０５０問題やひきこもりといった複雑な課題を解決するには、課題を的確に捉え、分野を越えて連携し、包括的に取り組むとともに、長期的な視点で対策を講じていく必要がございます。

ひきこもり支援に当たっては、状況把握、相談支援あるいは就労支援といった段階ごとの課題解決型の支援に加え、つながりを重視した併走型の継続的な支援を進めていく必要があります。

また、当事者やその家族が相談につながりにくい状況もありますことから、相談窓口での待ちの姿勢だけではなく、アウトリーチ支援を重視する必要があります。

一方で、こうした課題は長期化する傾向にあることから、早期に発見し、長期化させないという予防の視点も重視する必要があります。

県におきましても、ひきこもり支援を積極的に推進するため、全国初となるひきこもり支援に特化した新たな計画を本年度中に策定する予定であり、策定に先駆けまして、先頃、民生委員、児童委員に対して実態把握調査が実施されたところでございます。

本市におきましても、民生委員などによる活動や地域住民の方などを通じて、実態の把握に努めており、実際に気になる方の報告もあることから、分野の枠を越えた連携強化を図りながら、早期に支援につなげるために、潜在的な当事者へのアプローチを行ってまいります。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） 先ほど言われましたよりそいホットライン、どんな相談も受け付け、支援機関につなげる、これ、国の機関で、1,200名ほど体制で、全国から相談も受け付けているようでございますけれども、こういったところの電話番号もホームページに掲載されていますか。掲載されていないなら、今すぐにも載せていただきたい、そのように思います。

また、尾鷲市として、どんな相談、悩み事でも受け付け、各担当課につないであげる、そういったワンストップの相談窓口も必要なのではないのでしょうか。また検討しておいていただきたいと思います。

こういった問題を解決するためには、先ほど課長も言われましたとおり、複雑な問題、複合課題丸ごと、世帯丸ごと包括的に支援できる、厚労省が今進めております重層的支援体制整備事業じゃないとできないんじゃないかと思われまので、早急に重層的支援体制整備事業に参加すべきと要望しておきまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、子育て支援についてお尋ねいたします。

市長は、かねてより、かねてよりというか口癖のように、子供は地域の宝、育てる、守るは地域の役目とよく言われております。また、本市の重要施策だとも言われております。全くそれに対しては同感でございます。子供を産み育てる費用を直接負担しているのは親でございます。これは当たり前のごとでございますが、しかしながら、子供が社会に存在することから、社会全体が恩恵を受けます。それにもかかわらず、その費用は、労力を負担するのが親に限られてしまうなら、少子化が進行してしまうことは、これは当然というより必然ではないのでしょうか。

世界的に見ても、OECD32か国の中でも、日本は、経済政策、子育て支援策は最低水準でございます。それに比例して、特殊出生率も最低水準となっております。

令和2年、尾鷲市の出生数は62名です。ちなみに、熊野市88名、これ、子育て支援の差ではないのでしょうか。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、この数字を小川議員のほうから述べられたことに対して、私、大変ショックを受けております。

まず、最初おっしゃってました子育て支援についての、常に本市の子育て支援については、何を指すのかと、当然のことながら安心して子供を産み、健や

かに育てることができる環境をつくとともに、地域全体で子育てを支え合うことを目指して取り組んでおるといことです。

母子保健とか、子育て支援の一元的な相談窓口である子育て世代包括支援センター「はっぴい」、これでは医療機関、関係機関と連携した切れ目のない支援を行っております。また、地域で支え合う子育てを目指し、子育てサポーター等と協働して、親子の交流や居場所づくり、子育て相談を行い、子育て世代への支援を行っている、これが現状でございます。

他市町でも実施している子育て支援事業のほかに、本市では、第3子以降の子供が2歳の誕生日を迎えるまでの間のおむつやミルク代を支給する多子世帯支援事業や、独り親家庭が一時的に保育サービスを必要な場合には家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭等日常生活支援事業などを実施している、こういう内容でございます。

先ほど議員がおっしゃいました出生率について、昨年度比較においては、熊野市より少なくなっておると、私も令和2年度のこの人数を聞いたとき、非常にショックを受けました。

ただ、この事象を、ただ単に性急に結論づけるものではないと思っております。ただ昨年が一時的に減ったのか、あるいはこれからずっと持続的になっていくのか、この辺のところを、私自身は十分分析する必要があると、こういうこの少子化の問題では、ただ単に子育て支援だけではなくて、様々な要因が複雑に絡み合っております。私は、本市全体の課題であると認識しておりますので、その辺のところを十分認識していきながら、この問題に対しては前向きに対処していきたい、このように思っております。

そして、特に若い世代に向けて、経済的な負担の大きさ、家庭と仕事の両立の困難さ、育児についての不安、こういったものを、子供を産み育てることがためらわない、あるいは子供を安心して産み育てる環境、そういった環境をつくるための支援策を充実していくことが非常に重要であると考えております。

子育て支援については、様々な角度からアプローチを考えていきますが、子育て世代のニーズをしっかりと把握し、何が効果的なのか、それを十分見極め、本当に必要とされる支援につなげるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） ところで、未就学児への副食費の無償化、先ほど市長も言わ

れましたけど、前回の仲議員の質問に対しまして、取り組むということは言われましたけど、これ、来年度4月当初からできるのかどうか、それだけお答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、この副食費の考え方、もう一回ちょっと整理してみたいと思っています。

これまで申し上げてきましたとおり、保育料として利用者負担分の中に副食費が含まれていると、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や、その他の社会保障分野の食事も自己負担されていることといった国の基本的な考え方に従って、保護者から負担していただくこととして理解を求めてきた、こういう状況でございます。

しかし、この副食費は、子育て世代にとって大きな経済的負担になっております。子育て支援体制の充実及び経済的不安の解消は、私は本市の重要な施策であると考えています。このことから、副食費の無償化は早期に実現したいと、まず、これを実現したいと私は考えております。来年度の実施に向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） 我々議員は、一昨年でしたか、定数問題を検討するに当たって、3名定数を削減すれば年間2,000万円削減できることから、この2,000万円を子育て支援に使っていただきたい、そういった意見が多かったように私は記憶しております。私もそういった思いで、3名削減に賛成をさせていただきました。

そういった思いも、市長、しっかり酌んでいただき、現金給付であれ、現物支給であれ、子供を持つ家族を経済的な形で支えていただきたい。情けは人のためにならずという言葉どおり、子育て支援策は、子供や孫がいない人にとっても将来恩恵をもたらすのではないのでしょうか。市長、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、この子育て支援を講ずるに当たっては、子育て世代への経済的支援を行うということは、重要な施策の一つであると、私はこのように考えております。

まず、平成21年、今から12年前の内閣府が行った調査では、1人当たりに必要な子育て費用というのは、未就学児で大体104万円、小学生で115万、



中学生で155万と。ただ、未就学児の一番の支出は保育費でありますから、現在3歳児以上は無償化になっていると。

そうなった場合に、小学生、中学生の支出の大きなものは、食費、教育費となっております。

これらのことを踏まえますと、子供のライフサイクルに合わせたときに、どの年齢層に支援が必要なのか、世帯類型や所得等で見た場合に、どのような世帯に重点的に支援を行うべきかなど、子育て世帯への経済的支援の在り方を慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

そして、子育て世帯のニーズを的確に把握し、精神的にも経済的にも支える体制が取れるよう、子育て支援については一層取り組んでまいりたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） 市長、もう大胆な施策を実行しないと、この少子化の進行は、私、止まらないと思います。

そこで、3人目が生まれたら、前にも言いましたけど、出産祝い金100万円出すとか、これ、地方交付税で1人増えると15万から20万いただきますよね。6年か7年でペイできるじゃないですか。

あと、保育の第2子の無償化など、もうやっていただきたい子育て支援がたくさんありますけれども、今後の検討課題として要望しておきます。

次に、新婚生活支援事業、私、懇願いたしました。

この事業、やっていただけるように理解いたしましたので、来年度当初からやっていただけるよう期待をして、次の質問に移りたいと思います。

ヤフーによる企業版ふるさと納税、これに選定された事業は、市有林を舞台にしたカーボンニュートラルの取組と、尾鷲ヒノキ林業の伝統的な作業とか、連携をする事業として、これからも大いに期待するところでございます。

それに関連して、脱炭素の取組として、尾鷲市の強みである林業を生かして、今後の二酸化炭素の排出量の取引、カーボンプライシングにつなげる事業、これを組み立てていただきたいと思いますが、水産農林課長、その点はいかがでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは、御説明申し上げます。

議員のほうから、林業を生かした二酸化炭素の排出量取引につながる事業にと

して組み立てることができないかということでございます。

まず、今般、ヤフー株式会社様のほうから御寄附をいただいて、今年度取り組む内容につきましては、先日、行政常任委員会のほうで御説明をさせていただいたとおりでございますが、今後の展開といたしましては、先ほど議員も申し上げられましたように、いかにこの活動を、森林活動、それから林業と脱炭素を結びつけた仕組みにつなげていくかということが一番重要なテーマでございます。また、これからの林業を持続可能な産業ということで再構築していく上でも不可欠なことだというふうに考えております。

二酸化炭素排出量取引というものにつきましては、主なもの、幾つかの手法がございますが、政府による取引制度といたしましては、J-クレジットと呼ばれる国内での認証制度が主なものでございます。これは、二酸化炭素等の吸収量が国がクレジットとして認証する、それを売買して企業等と取引をするというものでございますが、今後、こうしたクレジット制度での取引は一層国内で進んでくるものというふうに想定をしております。

クレジットの販売方法につきましては、入札による販売というものと、企業と直接相対取引で、直接行う方法とがございますが、いずれにいたしましても、国に吸収量をクレジットとして認証していただくということが必要になります。

今般、ヤフー株式会社様のほうから、ヤフーという全国ブランドの企業から御寄附をいただいたこと、これを好機と捉えまして、本年度の活動の中で、こうした仕組み、国の制度をも含めた仕組みについての研究を、我々職員だけで考えていくのではなく、大手企業、これは寄附側に回る大手企業様や企業家、また、こういう専門的なノウハウを持つ人材などと脱炭素と林業の仕組みづくりについて協議をするネットワークをつくらせていただきたいというふうに考えております。その中で事業としての組立てを行っていき、次のステップに臨んでいけるようにしていきたいというふうに考えております。

そのネットワークづくりのための予算も、今回の補正計上させていただいておりますので、行政常任委員会でもまた御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） ぜひ取り組んでいただきたい、そのように思います。

また、この際ですから、これらの動きに合わせまして、SDGs宣言、ゼロカーボンシティ宣言、全国では既に444の自治体がゼロカーボンシティ宣言をし

ているようでございます。様々な交付金もあるようです。これ、宣言されたらと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） このSDGs、よく聞く名前でございますのですが、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会実現を目指すSDGs、そして、最近大きく話題になっております地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す脱炭素社会の実現、この件につきましては、今後のまちづくりを推進していく上で非常に重要な視点であると私は考えております。

現在策定中の第7次尾鷲市総合計画においても、これから10年のまちづくりの重要かつ横断的な視点として、SDGsと脱炭素社会、これを入れさせていただいたわけでございます。このことから、対外的にアピールするためにも宣言の必要性は理解しております。

しかし、そのためにも、私は、具体的な取組をきちんと整理する必要があると考えておりますので、今後、宣言の時期も含めまして、前向きに検討させていただきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） ぜひ宣言のほう、取り組んでいただきたい、そのように思います。

それで、企業版ふるさと納税、既存の事業でも行けるようでございますので、水産業の振興施策として、種苗の放流や産卵所の造成など、きちっと金額も入れて、事業を組み立てて、企業版ふるさと納税に活用してみてもどうでしょうか。

事業を進めるには、やっぱり職員の積極的な売り込みも必要かと考えます。私も水産関係の仕事をしておりますので、微力ながら協力させていただきたい、そのように思っております。

また、山形県南陽市のほうでは、コロナ禍で帰省できない大学生に対しまして、ふるさとの食品を送る食の支援事業を、企業版ふるさと納税を活用して実施しております。このような取組は、ふるさとと都会の学生との新たなつながり、これらをつくり、また、ふるさとの食品を学生の友達にも知ってもらえる絶好の取組だと思いますが、このような取組について、副市長、いかがでしょうか。

議長（三鬼和昭議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 食の支援事業につきましては、私も新聞やテレビ等のニュースで拝見させていただきました。本市の出身で県外にお住まいの学生に地元産品

を送って食べてもらうことで、ふるさとを思い起こし、ふるさとのよさを再認識してもらうことはとてもいいことだと思っております。

また、コロナ禍でアルバイトなどもできずに経済的に苦しい状況にある学生を支援するとともに、併せて市内の情報発信を行えば、先々で尾鷲に戻ってもらえるきっかけになることも考えられますので、参考にさせていただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 小川議員。

2番（小川公明議員） 最後になりますけれども、各課におきまして、積極的に一つ一つ、先ほど言われましたような事業を構築し、財源獲得のために企業版ふるさと納税を活用していただいて、事業の実施に積極的に取り組んでいただきたい、そう思います。このことを提案いたしまして、私の時間、ありますけれども、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（三鬼和昭議員） ここで、休憩をいたします。再開は11時5分からです。

〔休憩 午前10時54分〕

〔再開 午前11時04分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 皆さん、こんにちは。

今回は2回目の一般質問ですので、前回よりはもうちょっとうまく市民の皆さんに訴えていけるよう頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告に基づき一般質問いたします。

初めに、7月に熱海で起きました建設残土による土石流で、多くの貴い人命が失われた件について、尾鷲市でもそのような危険箇所を市は把握していますか。また、実質調査等はされているのでしょうか、市長の答弁を求めます。

次に、2市3町で行われようとしている広域ごみ処理問題も、いまだに市民には全く内容が知らされていません。市民説明会を11月に行いたいとの発言を地方紙で発言されていましたが、議会でも議論に上がっていないのに、なぜフライングのように事を進めているのでしょうか。何か事業を始めるときには、議会はもちろん市民の皆さんの意見を十分聞いた上で始めることが重要であると私は考えていますが、なぜ今、あの安全な場所にある野球場をなくし、新たに建設するという無駄な税金を使うのか、全く理解しかねます。

3点目として、港まちづくりの方向性のポイントを示してください。市長の見解を伺います。

以上、これらについて、市長及び関係の各課長からの答弁をいただきたい。しかし、時間は60分ですので、答弁は簡潔明瞭をお願いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、西川議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

まず、建設残土の問題についてであります。

先般発生しました熱海の土石流災害を受け、全国で盛土等による災害防止のための総点検が進められており、国の要請を受けた県から本市に対しましても、所管の案件についての確認調査がありました。

本件につきましては、担当課におきまして盛土等について現状を確認し、崩落等がないことを報告しております。また、本市では、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的として、尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例を昨年4月1日に施行いたしました。

条例施行後、条例を周知させるため、概要の作成や広報を行うとともに、適切に条例を運用するため、環境課、水産農林課、建設課と庁内での情報共有や県関係部局との情報共有を行っております。

現在のところ、本市において土砂条例の対象となる案件はございませんが、今後も災害防止及び生活環境保全のために、条例が適切に機能するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、広域ごみ処理施設についてであります。

広域ごみ処理施設整備につきましては、本年4月1日から一部事務組合東紀州環境施設組合を東紀州5市町で設立し、本市の市営野球場を建設予定として、具体的な施設整備についての検討を行っております。

まず、現在の進捗状況について申し上げます。

本年度、施設整備関係の業務委託を3件契約し、事業を推進しております。具体的には、施設整備を検討するために必要な測量地質調査関係業務、基本構想をより具体化するための施設基本計画策定業務、施設整備について周辺環境への影

響を調査するための生活環境影響調査業務など、施設整備関連の委託業務を締結しました。

また、周辺関係者の皆様につきましては、挨拶と委託業務関連の説明にお伺いいたしました。

特に、今回策定しようとする施設整備基本計画は、処理方式、施設の配置、公害防止基準値等、施設整備の重要かつ根幹的なことを検討していく非常に重要な計画でありますので、学識経験者等から組織する基本計画策定委員会を設置して、適切な計画を策定していくとともに、事業進捗の節目節目において関係者の皆様に丁寧な説明を行う中で、様々な御意見を頂戴しながら、施設整備に御理解を得られるよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、本市が建設予定地である大変重要な案件でありますので、適切な時期に周辺関係者の皆様だけではなく、市民の皆様にも報告すべきと考え、懇談会の実施も検討しております。

私自身、3年ほど前に市民懇談会を実施いたしまして、広域ごみ処理施設の考え方を直接説明させていただきましたが、以降、コロナ禍のこの影響の中で実施しておらず、その後の進捗状況や今後の計画について、当然説明義務を果たす必要があると考え、実施したいと考えております。議員御指摘のフライングとは決して思っておりませんので、あえて申し上げさせていただきたいと、日程につきましては、コロナ禍の緊急事態宣言中でもありますので、日程が決まり次第、お示しさせていただきたい、このように考えております。

次に、尾鷲市港まつりづくりビジョンについてお答え申し上げます。この尾鷲市港まつりづくりビジョンにつきましては、港湾管理者である県に対し、本市としまして、漁業、物流、観光、防災、この四つの視点から現状と課題を洗い出した上で、港を中心としたまちづくりの方向性を示し、尾鷲港の持続的な発展につなげることを目的として策定したものであります。

このことから、将来的な港湾整備をつなげるためにも、まずは、本市として、既存の港湾施設の利活用を促進することが必要不可欠であります。

また、具体的な港湾整備や港湾施設への立入り制限、禁止区域の設定につきましては、港湾管理者である県が判断するものと認識しており、この辺のところを十分認識していきながら、港まちづくりビジョンについての推進を行ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 現在、テレビでも取り上げられている近隣の建設残土問題ですが、県外土砂の持込みについては、紀北町議会数人の議員の方が熱心に取り組んでみえます。私も何度か意見交換をさせてもらっています。

町議さんたちの意見では、尾鷲の議会は誰もこの件について問題にしないとの意見でした。恥ずかしいです。確かに残土が捨てられているのは尾鷲の土地です。しかし、汚水が流れ込むのは紀北町の観光の目玉である奇跡の川、銚子川です。県の土砂条例3,000平米、尾鷲市の条例1,000平米、立米ではなく、投影面積の平米では、幾らでも条例の抜け道があるとも思いますが、この件はどう考えられますか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、この土砂条例、これは土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等が適切に行われるように規定として設けられていると、まず、これが基本でございます。

そして、議員のおっしゃるとおり、県の条例では3,000平方メートル以上、市の条例では1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の一定条件の土砂等の埋立て等が許可対象となります。

対象となる土砂等の埋立て等については、許可制でありますので、事前協議や適切な埋立て等が行われるために必要な申請書類を提出してもらい、許可、不許可、これを通知することになっております。許可後も、搬入される土砂についての報告や自主的な水質検査等を義務づけるなど、埋立て等が適切に行われるために必要な報告を求める規定でもあります。

また、本条例の制定に当たっては、同時期に整備した県の条例と整合性を図っております。

こういうようなことから、本条例は、個人の経済活動に制限を加えるものであり、憲法上保障された財産権を制限する内容と解釈されますので、規制内容は、公共の福祉とのバランスを考えて制定したものでありまして、現状の規定内容は、私は十分であると考えております。

今後におきましても、災害防止及び生活環境保全のために、本条例が適切に機能するように運用を図ってまいりたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） その水質検査なんですけど、じゃ、それは誰がやるんですか。尾鷲市に投棄されているんですから、尾鷲市がやるんですか、それとも、業者なんですか。

それと、紀北町との意見交換は、市長は考えていらっしゃいますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 市の条例は、県の条例と同様に、許可を受ける前に、事前協議の段階で、関係自治会など災害や生活環境への影響が及ぶことが想定される地域への説明、意見聴取などを行うように規定しております。この場合は、個々の案件により、その範囲は異なりますので、必ずしも尾鷲市のみとは限定されておられません。

また、土砂条例施行後も、県及び紀北町の関係部局とは、土砂条例が適切に施行されるよう、会議を開催して、情報共有を図っておると。

紀北町議との意見交換をしないかということについては、まずは、私の各市町から代表で来られている組合議会、こういったところに御意見を承っているという状況でございまして、公式な意見、私自身も紀北町の議員の方々と何人か、正式な意見交換という話じゃないですが、御意見をお伺いしたり、御質問にお答えしたり、御質問をお聞きしたりしております。そういったことでやっておりますけれども、公式な意見交換につきましては、現段階では考えていないと、こういう見解でございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） 分かりました。

次は、建設残土は、市内の工事でも必ず発生します。建設残土には、目に見えない公害と目に見える公害に大別できますが、今回は取りあえず、まず、目に見える災害についてお聞きします。

7月に熱海で起きた人災とも言える土石流による多くの貴い人命が犠牲になる事件がありましたが、先日、50年前の尾鷲市で起きた災害が、地方紙に写真も載っていました。尾鷲でもその危険性がある場所がありますが、そこで、すみません、数枚ありますが、写真をお願いします。

この場所を建設課長は認識していますか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） この場所につきましては、小久兵衛谷近くの場所と確認しております。



議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） もちろんその下に小久兵衛谷という十数軒の世帯があるのは分かっているんですね、課長。そこの住民から、熱海のようになりはしないかとの声が、電話で私のところに問合せがあったんですが、話を聞くと、建設課に問い合わせたところ、大丈夫との返答があったとのこと。

私の見る限り、土砂捨場としては何の対策も行われてなく、このまま捨て続けると大変な事態になることは安易に想像できるんですが、執行部はそれでも大丈夫と言いますか、建設課長。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） この本現場につきましては、以前から問合せがございまして、定期的な見回り調査を行ってきております。

普通河川でございます小久兵衛谷川は、県において昭和55年に砂防指定地に指定されておまして、本現場少し下流に砂防堰堤も施工されております。

今年度の調査におきましても、砂防堰堤での土砂堆積許容量は、まだまだ堆積可能でございます、現段階において安全であるというふうに考えておりますが、今後も引き続き県と連携をしていながら調査を行うとともに、堆積土砂についても、県に対して撤去の要望を行い、下流に住まれている住民の方への安全安心が図れますように努めてまいります。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 私も現場を歩いてみました。確かに砂防堰堤があります。

砂防堰堤は、もしものときのための砂防堰堤ですよ。だから、それがあからって、そこに土砂を放り続けるのはいかがなものかと思いますが、建設課長は、その現場、自分で足で歩いて見られましたか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 今年度も、小久兵衛谷川から遡って、砂防堰堤、また、現地を確認しております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） それで放り続けた場合、あなたはそれで大丈夫だと思いますか、課長。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 現段階におきましては、今の部分が流れ出すような危険性はないというふうに、現場を見た中で感じております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） では、災害が起きれば課長が責任を取れるということではないですか。

もしあの谷で土石流が発生すれば、先ほど課長が申されたように、細い谷川沿いに細い道が、一本の区域ですから、もし発生すれば、被害は下流の北川付近まで及ぶと安易に想像できますが、どうでしょうか。市長でも課長でも、どちらでもいいですけど。

議長（三鬼和昭議員） 課長。

建設課長（内山真杉君） 先ほど述べさせていただいたとおり、今後も定期的な調査見回り等を、県と連携しながらやっていきたいと考えております。先般も、県のほうも調査のほうをしていただいております、そのような結果をいただいております。

また、議員さんが懸念されております点につきましても、下流への被害が及ぼさないように、また、県と連携しながら砂防堰堤の調査及び背後の土砂の撤去等を強く要望していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） もともとああいうところへ捨てなかったら、見回りとか必要ないんじゃないんですか。それ、定期的に見回りに行っていて、おたく、課長さん、自分の足で行っていますか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 担当職員と私も行くことがございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） じゃ、お尋ねしますが、市のほうは、あの残土を捨て続けている業者の確認ができていますか。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 把握しております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） なぜその業者に行政指導なり行わないんですか、課長。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） この件につきましては、昨年10月に、環境課のほうにまた業者さんのほうに出向きまして、いろんな話の聞き取りをさせていただいております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 今の話だと、課長は自分の足でも出向いておると、で、もし何かあっても責任を取れるということで間違いないですね。

僕は、この場所をハザードマップで確認しました。すぐ横が山地災害危険地区で、その下の課長が見られた場所は、土砂災害危険箇所にも今の残土が流れ込んでいる状態です。そこまで確認していますか、課長。

議長（三鬼和昭議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 本地域につきましては、議員さんが言われましたとおり、尾鷲市の土砂災害ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域や土砂災害警戒特別警戒区域、また、土砂災害の危険箇所及び山地災害地区に指定されておりました、本現場も隣接していることは把握しております。

現場状況につきましても、小久兵衛谷川から、私は現地まで行っておりました、状況のほうは確認しております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） その危険な箇所で、私が見る限り、杉の立木も幹あたりまでもう既に埋まっていますけど、伐採届等は提出をされているのでしょうか。

また、提出されていたとしたら、その時点でチェックできたのでありませんか、担当が、教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） お答えいたします。

該当する場所地につきましては、県が認定します森林経営計画が立てられている森林でありまして、その場合は、届出等は市への伐採届ではなく、届出等は県に直接行われるというものでございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） このまま何も対策をせずに残土を捨て続け、いつか土石流が発生した場合に、先ほど建設課長が責任を取ると言っていましたけど、まだ今なら、その堆積している土砂を、業者に行政指導することにより、改善または対策を取ることができるんじゃないでしょうか。その責任の明確化をこの場ではっきりと申し述べていただきたい。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先般から申し上げているとおり、当然、この土砂条例、その他関係法などを遵守するということがまず前提であります。そのことによって、そ

の対応を徹底して行っていきたい、私自身はそう考えております。

そのため、まずは危険箇所の把握をきちんと行い、対応をしっかりとしていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 分かりました。

僕は、市も紀北町の町議さんとも一緒になって、もっと煮詰めていかないと、市長いわく、平面の1,000平米、それと、窪地の場合の1,000平米では全然土量が違うんですよ。それをきちっとやっていかんと、これをまた続けてシリーズ化させていただきますけど、ただ、この小久兵衛谷の件に関しましては、50年前の方、古江地区で起きた自然災害と違い、もし発生すれば人災であり、人命に関わる案件であるため、私としては、早急かつ完全なる尾鷲市としての対応を示し、地域住民に安心して生活できるような取組を市のほうからやっていただきたいと思うんですが、お願いします、検討。

議長（三鬼和昭議員） 市長、答弁。

市長（加藤千速君） 先ほど建設課長が申し上げておりますように、小久兵衛谷の一件については、要するに堰堤をきちんと、昭和55年にきちんとあれしました。確かに土砂が出ます。

しかし、先ほども申し上げておりますように、それ以上増やしたら問題があるというのは、これはおっしゃるとおりだと思います。それをいかにして抑えるか。今土砂がある分についても、なるべくその土砂を撤去するような形で要請するというのを、建設課長も申し上げておりますように、やはりそういう心配事がある、市民の皆さんが心配事あるんだったら、きちんとした対応をするがための説明をしながら。どうやっていくのかということは、これは要するに、市としてきちんとやっていかなきゃならない、私はそういうふうに思っておりますので、その辺の説明なり、今後の小久兵衛谷に対する土砂の一件とか、そういったことをきちんと調べながら、周りに住んでいらっしゃる住民の方々に対して、きちんと説明をきちんとしていきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 小久兵衛谷の件は分かりました。もう、このまま捨てずに手をつけずにいくと、建設課長が責任を取るということで、よく分かりました。

次に、2市3町による広域ごみ処理場問題ですが、前回に引き続き、感じる点を幾つかお尋ねします。

先日、執行部より、広域事業であるため、市議であっても関係者じゃないので、内容を質問することはできないとの説明をいただいたのですが、その広域ごみ事業の中に、専門家が参加していない中でプロポーザルが行われましたが、素人ばかりで、このような高額の事業の審査に、専門家も参加せずに行ったのも大変気になります。

紀北町議主催の勉強会がコロナで中止になったため、後日頂いた、専門家である東京エコサービスの谷川氏の資料を基に、抜粋して質問させていただきます。

市長、関係者とは誰を指しているんですか、示してください。尾鷲市民や広域市町の方も関係者ではないのでしょうか、見解を教授してください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回のこの公募型プロポーザル方式で契約をした、その以前のプロポーザル参加業者のプレゼン、この話が専門家あるいは関係者が入っていない、専門家が入っていないという、私は、このメンバー、要はプロポーザル参加業者のプレゼンを誰が受けたかという、取りあえず、その日、まずは東紀州の環境施設組合の事務局長、そして、構成市町の環境課長、これが審査委員となって、各市の評価項目により採点を行い、選定をしたと。

選定委員に専門家などが入っていないのはどうかという御意見なんですけれども、本業務委託の選定については、先ほど申しました審査員で適切に行えると判断いたしました。

でも、今後、施設整備基本計画をきちんと作っていかなくやならない、その策定委員については、学術経験者を含めて、専門的知見を有する方も入っていただいて、よりよい基本計画を検討、策定していくこととなっておりますので、御理解をいただきたいと、このように思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 廃棄物処理施設整備計画の中に、地域住民との理解と協力の確保という項目があります。市長は、地方新聞での発言で、11月に市民説明会を開くとのことですが、住民説明すらまともにやっていないのに、それで市民の皆さんの理解が得られるとお考えですか。コロナを利用し、説明会を形だけで行い、既成事実だけをつくろうとしていませんか。住民説明会と市民説明会で規模は全く違いますよ。市長は一体何人の市民に説明し了解すれば理解してもらえると考えていますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 誠に恐縮なんですけど、私、市民説明会と住民説明会とはどう違うのか、どう区分されるのかという、そういう認識は全くありません。

ただ、要するに尾鷲市の場所で建設地が決定しておりますので、その辺については、やはり逐一報告しなきゃならない、このように思っております。

広域事業については、まず、この5市町の共同の事業であって、5市町で協議し、そして理解を得ていく事業であるんですけども、先ほど申しましたように、建設予定地が尾鷲市なんです。尾鷲市であるということから、特に周辺関係の皆様だけではなくて、広く市民の皆様方に御理解を得ながら進めていきたいと思っておりますので、要するに、住民説明会あるいは市民説明会をやっていきますと、特に広く市民の皆様はこの事業内容をまず知っていただく、概要だけでもいいから、今までどういう経緯でこういう建設予定地になって、今後どうしていくのかという概要、今までの経緯と今後の計画というものを、まずはその概要について御説明して、皆さん方に御理解いただくと、こういう内容を予定しています。

内容についても、今まで議会等々で報告したものとしておりますので、その中で御意見を頂戴いたしたいと、このように思って、市民説明会あるいは住民説明会、こういったことをやりたいということをお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 今初めて聞きました。建設地決定、びっくりしました。

ごみ処理に関わるダイオキシン発生防止等ガイドラインには、全連続炉における適切な焼却、完結炉の廃止とありますが、800度C以上で連続運転しないと膨大なダイオキシンが発生することになります。果たして、この地域のごみの量で、もしできたとしてですよ、連続運転は可能だと思いますか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） ごみ処理場をどういうふうにして運営していくのかということにつきましては、要は、ダイオキシンの発生を防止するということは、まず第1に、高温で、要するに800度C以上という、800度C以上の高温で、24時間連続運転が必要と、私もそういうふうに思っております。もう頭の中にはもうそれ以上、やっぱり24時間やっていかなきゃ、これが最大の、要するにダイオキシン発生を防止する手段であるという認識は持っております。

構成5市町のごみ量についても、連続運転は可能かと御懸念がありますが、ダイオキシンなどの発生防止は当然クリアすべき私は重要な案件であると思っております。

本年度から、これから今、開始しておりますけれども、施設整備基本計画策定業務において、処理方式などについてきちんと検討を行って、詳細な説明の報告をさせていただきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長がダイオキシンについて勉強していらっしゃるのよく分かりました。

次、ごみ処理の広域化及び集約化についてですが、災害対策の強化として、災害時にも活動を確保し、電力供給や地域のエネルギーセンター、防災拠点としての活用も近年では進めていると資料にあります。そのことについてはどうなんでしょうか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回5市町で策定しております広域ごみ処理施設整備基本構想、これにおきましては、まず、その計画の趣旨といたしまして、災害対策の強化を目指すと記載しております。災害廃棄物の処理も、災害が起きたときの災害廃棄物の処理も含めて、ごみ処理量を見込んで加算していると、こういう計算でございます。

そういった中で、予測される東南海地震などの災害時にも稼働等できるような安全安心な施設整備を考えていくこととなりますが、防災拠点としての活用、こういったものも含めて、具体的にどのような形となるかについては、今回策定します施設整備基本計画、これにおきまして5市町で協議していきたい、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 今、先ほど市長が、災害ごみも含めてと言われましたので、ちょっと気になったんですけど、これからの議題も、津波浸水域には気をつけなきゃいけないね。

まず、広域化が進まなかった事例として、費用負担の関係で解散した事例や、建設候補地の関係で計画が白紙になった事例、それ以外にも、5年間広域事業に5億円もの費用をかけたのに、選挙によって反対派の首長の交代により、ごみ処理政策の転換の事例もあります。

近く紀北町の町長選がありますが、もしその町長がこの広域に反対したらどうしますか。計画が白紙になる可能性も考えておかないと、その費用は皆さんの血税で出されるんですからね。どうですか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、誤解を受けると困りますので、ほかの地域で、この広域ごみ化に対して、ほかの地域で要するに白紙になったということが、要するに広域ごみの場所が選定されなかった。それが広域事業に5億円もの費用が、ほかのところでは5億円の費用がかかったという認識が、今、尾鷲市ではそんなかかっていません。

そういうことを踏まえまして、私、広域での事業推進につきましては、何度も申し上げます。市単位の事業とは異なって、それぞれの構成市町における問題などをやっぱり解決していかなきゃならない。1市で決められるわけじゃない。5市町が一応やっぱり協議しながらきちんとやっていかなきゃならない、その課題は非常に多いという認識は持っております。

そういった中で、現在、私は、この東紀州環境施設組合の管理者であります。管理者をさせていただいております。今回の広域ごみ処理施設整備については、関係者の方々、あるいは5市町の住民の皆様、議員の皆様のご理解を得ながら、適切かつ円滑に実現するよう、全力を尽くしながら、そういう覚悟で実行していきたい、このように考えております。

また、本事業につきましては、構成市町、それぞれ議論を重ね、各市町の議会でも議決をいただいたんです。そして、一部事務組合を設立したということ自体、非常に私は重いことであると、そういうふうにして認識しております。

そのため、他の4市町の首長とは、機会あるごとに緊密に協議し、連携を深めておりますので、広域事業の推進は5市町全ての首長とも同じ思いであると、そういう考え方でおりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 5市町の首長のことなんて僕は聞いていませんけど、市長が何をやったかと市民にアピールしたい気持ちは分かりますが、この事業が完了するまでかなりの年数がかかり、計画から稼働まで、資料には約10年と記載されています。

誠に失礼ですが、市長、あなたはそれまで現職でい続けられますか。そして、もし退職した後も、事業完了後、市内に在住していますか、お願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） その件はよく聞かれるんですけど、私は今全力、今の市長としての役割、この4年間は全力投球でやっていきます。その後は、きちんと基盤構



築はやっておきます。

そういった中で、先ほどの現時点の構想というのは、まず、施設整備後の本稼働というのは令和10年、令和10年度から稼働させていきたい、このように考えております。

ごみ処理施設整備につきましては、まず、安全安心な施設づくり、法令等の必要な手続や公益事業ということで、構成5市町での協議なども考えますと、一朝一夕に完成できる事業ではありません。

だから、本市におきましても、安定した市民生活の維持とか、あるいは財政上の課題から、広域での施設整備が喫緊の課題となっていることから、一部事務組合を立ち上げ、現在事業推進に取り組んでいるところでございます。

私といたしましては、安全安心な市民生活を保全するため、力の限りこの事業に取り組んでいく所存でございますので、先のことというよりも、もう今のこの4年間、徹底的にやっていきたいという思いでおりますので、議員におかれましては御理解、御支援を賜りたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 僕はまた、その小久兵衛谷の土砂の件も一緒ですけど、堤防があるから大丈夫、いろいろ協議するから大丈夫とって、もし大丈夫じゃなかったときに、市長が大阪へとんずらすんじゃないかなと思ったもので、ちょっと聞いただけですけど、それで、私は、何が何でも反対するわけではありません。市民の健康に対する公害を懸念しているだけです。どうしてもこの事業をやりたいのであれば、私の代替案も少し聞いていただきたい。

42号線と中山線の頂上であれば、場所的に高所なので、排気も大気拡散し、公害はクリアできます。交通ルートも、42号線尾鷲方面、熊野方面の2ルート、また、高速の賀田インターからの3ルートがあり、どのルートも今はほとんど交通量がありません。ごみ収集車による交通量の増加もクリアです。

それでも処理場から汚水が絶対出ないと言い切っていますから、例えば、賀田地区の人に十分な説明を行い、サーマルリサイクルでの電力を賀田地区の人たちに電気料金で還元してはどうでしょうか。この案は、ちょっと市長、じっくり考えていただきたいんですけど。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員に申し上げたいんですけども、私の立場としては、現在、5市町で、本市のこの市営野球場を建設予定地として、測量あるいは地質検査、

基本計画策定、これを実施して、具体的な検討を今実施して、これから本格的に行おうとしている、もう今始まってスタートしている。

そういった中で、それ以外の場所を建設予定地とすることは、私は全く考えられないと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長、すみません。時間がないので、今からちょっと巻いていきます。

それでもあの野球場に建設して、市内をダイオキシンまみれにしたいんですね、市長は。SEAモデル事業の中の陸上養殖にも、尾鷲名産品の天日干し干物にも、ダイオキシン添加と表示しなければならない日がいつか来るような気がするんですが、どうでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、やっぱりごみ処理の施設整備について一番考えなきゃならないのは、周辺への環境、議員もおっしゃっていますが、環境面に十分に配慮した安全安心な施設整備を行っていくことは、私は責務であると考えております。

そのため、自主基準値の設定とか、あるいは生活環境影響調査などを実施して、御納得いただけるような回答をお示しさせていただきたいと、同時に、安全安心な施設であることを丁寧に説明して御理解を得ていきたいと、このように考えております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） その市長の丁寧な説明の中に、尾鷲に処理施設ができれば、市民の皆さんの多くが、他市町から市にお金が入り、行政が潤うと勘違いしている方も今多くいます。

尾鷲に入ってくるのはごみとダイオキシン公害だけで、メリットはなく、デメリットだけと、市民説明会で丁寧に説明できますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 繰り返しになりますけれども、まず、この施設というのは、安全安心な整備を進めていかなきゃならない。同時に、市民の皆様が丁寧に説明を行って、御理解をいただきながら事業を進めていきたいと。

私は、市長として、市民の皆様が、まず安全に、そして安心して暮らせるよう、市政に全力で、しかも誠実に取り組んでおります。ですから、そういう思いでございまして、そういう思いをきちんと実現させていきたい、このように考えて

おります。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 国政の件になりますけど、市長、今、尖閣諸島で、中国が日本の国土を脅かそうとしています。なぜ必要に国際法を無視して、あの海域にこだわるのか分かりますか。いずれ日本があの土地を諦めれば、もうけたという形でやっているんですね、中国は。

今現在、市長が市民に説明されようとしているごみ処理施設の説明会は、中国の戦法そのままですね。進めるなら、市民説明会で市民を納得させた上でやっていただきたい。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） だから、先ほども申し上げておりますように、今後、私としては、予定しております市民説明会において、今までこういうふうにして考え方を、要するにやっていきますよと、その以降、やっぱりいろんな経緯をもって今の現状の予定地になったと。それに対して、今後どういうふうな形で令和10年に稼働するか、その辺のお話をしながら、今、議員がおっしゃっているような懸念も含めて、その辺のところのいろんな調査あるいは測量等々も含めて、こういうことをやりながら、そういう要するに環境問題にならないような形で進めていきたいということは申し上げております。ですから、その覚悟で我々はやるということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） このごみの件は、反対を諦めない市民も多くいますので、私も諦めません。まだしつこく今後もシリーズ化させていただきます。

次に、尾鷲市港まちづくりビジョンの方向性に、尾鷲港の活用とあり、港湾整備、コンテナや海上保安庁、海上自衛隊の寄港地の質問になりますが、第4岸壁からの港湾整備になるとのことでしたが、どれくらいの規模で行われますか。

また、その区域は、どこかの組織の管轄となり、市民は立ち入れなくなるのでしょうか、担当者、お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 政策調整課長。

政策調整課長（三鬼望君） 御説明申し上げます。

尾鷲市港まちづくりビジョンにつきましては、港湾管理者である県に対し、本市として、漁業、物流、観光、防災、この四つの視点から、現状と課題を洗い出した上で、港を中心に、現在ある施設をどう活用して、今後、どう港湾計画を進

めていくかという、そういうビジョンを示すために整備しております。

その中で、議員おっしゃられました港湾を今後どのように整備していくかという、今入口に立ったところですので、そういう具体的な施設整備につきましては、今後、港湾管理者である県や国に対して、いろんな現状の使い方の要望も伝えながら示していくことですので、現状で、まだそういう、いわゆる入場制限とか、立入り制限等が決められている区域はまだ設定されておられません。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） その中に、海上保安庁、海上自衛隊の誘致も計上されていましたが、海上保安庁、海上自衛隊にしても、現在は船が大型化してきています。大型の艦が接岸できるような岸壁が必要ですね。

それでも、クルーズ船よりは、海上保安庁、海上自衛隊のほうが、尾鷲にとっては、国が相手ですからメリットが大きいと思われませんが、尾鷲市としては、本気で誘致活動は行うのですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 海上保安庁あるいは海上自衛隊を含める自衛隊防衛省、いろんな形で接触はしているのは事実です。接触はしている。できることであれば、要するに、そういう大きな事業も視野の中に入れながら進めていきたいと思っております。

ですから、今そういう関係のところと、いろいろ私も出向いていながら、いろんな要望をしたり、話合いのまず位置に立ったということは事実でございます。

そういった中で、まず、議員のおっしゃっている現状の尾鷲港、これにつきましては、海上保安庁が保有する1,000トン型の巡視船すずかが係留されております。

そして、船舶が大型化されている状況の中で、尾鷲港に入港、着岸するためには、防波堤内の水域の狭さ、これは御存じだと思いますけれども、あるいは着岸、岸壁がない等々、課題があることも認識しております。

そういった中で、私としましては、まず、関係団体と連携しながら、既存の港湾施設を活用した船舶の寄港地としての取組を進めるとともに、先ほども申し上げましたように、海上保安庁、海上自衛隊、あるいは全体的な自衛隊などへの働きかけ、それも積極的に行っていきたい、大きな選択肢の一つとして考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） クルーズ船、護衛艦の誘致、私は大賛成です。

しかし、接岸条件は自力接岸になりますから、タグボートも考慮しておかないと駄目ですね。それに、第4岸壁の延長となると、相当沖合に大規模な消波堤も作らなければなりません、どう考えていますか。

あと、付け加えるとすれば、クルーズ船のことですが、誘致できても、乗客は、観光はしても、宿泊は船内で行います。何か勘違いしている人がちょっとおったもんで、付け加えさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、後者のほうの例のクルーズ船云々という、2年前ですか、3年前ですか、にっぽん丸、お越しになって、それで一応停泊されて、半日間尾鷲の、非常におっしゃるように、宿泊というのはないと思います。

当然、クルーズの中で寝泊まりして、食事もあるんだから、そこに対して、前回のこのにっぽん丸については、やっぱり尾鷲ってこんな自然豊かなところで、こんなおいしいものがお土産として買っていけるんだねということが、やっぱり物すごい、私、印象に残っているんです。

今後は、やっぱり尾鷲の町をあれするために、新しい人の流れを創出するというと、それもクルーズ船も大きな柱の一つであると思います。海上自衛隊もそうだし、海上保安庁もそうであると。

しかし、現状、先ほど申しましたようないろんな課題が、ハード上の課題がたくさんございます。それを何年かけてということになると大変失礼なんですけど、これをやっぱりやるがためには、こういうことを基本設計というものをしながら、まず、ビジョンをつくって、基本設計をつくっていきながら、いろんな各関係官庁ともいろいろ交渉しながら、本当にいけるのかどうか、前向きに検討していきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4番（西川守哉議員） 時間が少ないので、返答をちょっと急いでほしいんですけど、市長、入港受入れ1,000人、バルクコンテナ、RORO船とありますが、その中身は一体何なんでしょう。いずれも積込みに人の手を介さないとなっています。市長、これ、私の勘ぐりなら非常に申し訳ないことですが、まさか市長は、核ごみ誘致が頭にないでしょうね。核ごみならば、議会を通さず、首長だけが手

を挙げれば、国側としてはオーケーみたいですから、北海道の寿都町のように実現できない土地ではないです。特に、九鬼地区は最適みたいですから、早い返答をお願いします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 何回も、前の議会でいろんな御質問もございましたけど、私は今現在では、そういう考え方は一切ございません。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） よかったです。私の思い込みでよかったです。もう核なんて持ってきたら最低です。

今こそ、尾鷲の生き残りのために、お金をかけずに経営手腕を振るっていただき、活性のあるまちづくりを進めるのが市長の役目だと思いますので、最後に一言あれば、その姿勢を示してください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（加藤千速君） 尾鷲の生き残りのためには、多少なりともお金はかけなきゃならないと思います。そのお金を自前でやるのか、ほかから持ってくるかと、私はそういうふうには思っているんです。いかにしてお金もかけながら、いかにしてほかからお金を持ってきて、そこに費やしながらか、尾鷲再生のために、こういう経営資源も含めて有効に活用し、まずは、やっぱり今回の第7次の経営計画の中に、要するに、住みたい、住み続けたいまち尾鷲とさせていただけるようなまちづくりを私はやっていきたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 西川議員。

4 番（西川守哉議員） 小久兵衛谷の土砂の件、建設課長が責任を持つてくれる、よく分かりました。

広域ごみの問題、これから市長が市民に説明していく、よく分かりました。

尾鷲に核ごみは持ってこない、それで、私は安心しました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

以後、会期日程表のとおり、明日22日水曜日には午前10時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前11時59分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 和 昭

署名議員 濱 中 佳 芳 子

署名議員 西 川 守 哉